

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱

平成 25 年 11 月 29 日 25 知特推第 97 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日 27 政調渉第 637 号
改正 平成 29 年 4 月 3 日 29 政調渉第 4 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日 5 ス戦事第 80 号
改正 令和 6 年 3 月 29 日 5 ス戦事第 1298 号

第 1 目的

この要綱は、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。）第 8 条に基づき内閣総理大臣より指定されたアジアヘッドクォーター特区（以下「特区」という。）内に設立された外国企業の東京都による認定等に関する事項を定めることにより、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することを目的とする。

第 2 用語の意義

- 1 この要綱において、「親法人」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。
 - 一 外国法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 4 項に規定する法人。以下同じ。）
 - 二 内国法人（法人税法第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）であって外国資本（外国法令に基づいて設立された法人又は外国に本社を有する法人）が当該内国法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）のうち 3 分の 1 を超える割合を保有している法人
- 2 この要綱において、「子法人等」とは、前項に掲げる親法人が出資して特区内に設立された法人（親法人が合算してその子法人等の総株主等の 3 分の 1 を超える割合を保有している外国資本であるものに限る。）のことをいう。

第 3 認定の対象

本要綱に定める認定の対象となる子法人等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 商業・法人登記をしていること
- 二 第 2 第 2 項に掲げる子法人等の条件を満たしており、非上場であること
- 三 特区内に設立された子法人等の資本金額が単独で 5 0 0 0 万円以上であり、かつ従業員数が 2 名以上（従業員数に経営者は含まないものとする。）であること

- 四 情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京（日本）の成長を促す業種であること。（特区法の税制優遇要件を満たす場合はその他これらに類する業種を含む）
- 五 平成23年12月22日以降に、特区内に新たに設立された日本法人であること

第4 東京都への申請手続

本要綱に定める企業の認定を受けようとする者は、第1号様式による申請書に、以下の各号に定める書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に対し、申請を行うものとする。

- 一 直近1年分の決算文書の写し（特区内に法人を設立してから1年未満であり、かつ決算を行っていない企業は除く）
- 二 当該企業の商業登記簿謄本（全部事項証明書）、会社定款
- 三 事業所の所在が確認できる書類（不動産登記簿もしくは賃貸借契約書の写し）
- 四 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（提出できない場合は、以下の書類を提出すること。）
 - （ア）源泉徴収の免除を受ける機関の場合
源泉徴収を要しないことを明らかにする資料
 - （イ）上記（ア）を除く機関の場合
 - ① 給与支払事務所等の開設届出書の写し
 - ② 次のいずれの文書
 - a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収書日付印のあるものの写し）
 - b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料
- 五 転勤前と転勤後の事業所の関係を示す書類（所属する外国人が在留資格企業内転勤又は研究（転勤型）を希望する企業の場合）

第5 認定の決定等

- 1 知事は、前条による申請の内容が第3に掲げる要件に適合していると認める場合には、これを認定するものとし、第2号様式による認定通知書を交付するものとする。
- 2 知事は、前項の認定を行うに際し、必要と認めるときは、前条による申請を行う者に対し、調査を実施することができるものとする。
- 3 認定しない場合は、その理由を付して第3号様式による通知書を交付するものとする。

第6 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から令和9年3月31日までとする。

第7 報告事項等

- 1 第5による認定を受けた企業（以下、「認定外国企業」という。）は、事業年度末日より起算して1月以内に、当該事業年度における実施状況について第4号様式により、知事に報告をしなければならない。
- 2 認定外国企業は、以下の場合、速やかに知事に報告すること。
 - 一 雇用者等との契約内容の変更又は契約の終了（解雇を含む）があったとき
 - 二 特例の措置を受けた認定外国企業の外国人について出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反又は刑罰法令違反が判明したとき

第8 申請内容の変更

認定外国企業は、申請内容に変更が生じた場合には、第5号様式の変更申請書により速やかに知事に届け出るものとする。

第9 変更指示

知事は、認定外国企業に対して、第8の届出がない場合に、第6号様式の変更指示書により変更の指示をし、併せて変更の理由を示すものとする。

第10 立入り検査

知事は、認定外国企業からの報告内容やその他実施する事業の実態に疑義が生じた場合には、認定外国企業に対し、必要に応じて立入り検査をすることができる。

第11 認定の取消

知事は、認定外国企業が以下のいずれかに該当する場合には、第7号様式の認定取消通知書により認定の取消をすることができるものとする。

- 一 認定外国企業が認定の取消を申し出た場合
- 二 認定外国企業が第5により認定した要件を満たさなくなった場合
- 三 認定外国企業が虚偽の内容により認定申請を行うなど、不正の手段により認定を受けたことが判明した場合
- 四 認定外国企業が前条の変更指示に従わない場合

第12 公表

認定外国企業及び第11による認定の取り消しを受けた企業について、東京都のホームページで公表するものとする。

第13 出入国在留管理庁への通知

知事は、第7に掲げる事項があったとして報告があった場合及び第11に基づき認定の取消しをした場合は、その旨を出入国在留管理庁へ通知するものとする。

第14 その他必要な事項

この要綱に定めるもの以外に必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定申請書

東京都知事 殿

住所

企業名称

代表者氏名

印

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱第4条に基づき、下記のとおり申請いたします。

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とし、記名押印については氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

1. 申請者の基本情報

(1) 申請者の基本情報	
	①名称： ②住所： ③代表者名： ④電話番号： ⑤資本金： ⑥法人設立時期：（ 年 月 日） ⑦子会社の商業登記簿登録：（該当するものに○を付けてください） 1. 登録済 2. 未登録
(2) 事業内容	
	①業種：（該当するものに○を付けてください） 1. 情報通信 2. 医療・化学 3. 電子・精密機械 4. 航空機関連 5. 金融・証券 6. コンテンツ・クリエイティブ 7. その他（ ） ②事業名： *事業が複数ある場合は事業ごとに作成してください。 ③事業内容（必要があれば別添添付も可能）

④事業実施期間（必要があれば別添添付も可能）

1. 現段階での予定期間を下記に記入してください。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2. 今後5年間の事業実施予定を下記に記入してください。

初年度（ 年 月～ 年 月）

実施内容：

第二年度（ 年 月～ 年 月）

実施内容：

第三年度（ 年 月～ 年 月）

実施内容：

第四年度（ 年 月～ 年 月）

実施内容：

第五年度（ 年 月～ 年 月）

実施内容：

⑥資金計画【事業実施のための所要額と調達方法】（必要があれば別添添付も可能）

（単位：百万円）

調達方法	資金借入れ	自己資金	その他	合計
所要額				

* 資金借入れ欄には金融機関等からの借入れによる調達額を、その他欄には出資、社債の発行、リースによる調達額を金額の内訳を示して記入してください。

(3)雇用の状況

①常時雇用する従業員の数：

- ・現在の従業員数

現時点
()名

- ・今後の従業員の雇用の見通し

初年度	第二年度	第三年度
()名	()名	()名

②業務の人員体制図（必要があれば別添添付も可能）

4. 別添資料

- ①決算文書の写し（直近の事業年度に係る決算が出ている法人）
- ②国内に設立された法人の登記全部事項証明書、会社定款
- ③事業所の所在が確認できる書類（不動産登記簿もしくは賃貸借契約書の写し）
- ④前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
 - *提出できない場合は、以下の書類を提出すること
 - (ア) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合
源泉徴収を要しないことを明らかにする資料
 - (イ) 上記（ア）を除く期間の場合
 - ① 給与支払事務所等の開設届出書の写し
 - ② 次のいずれの文書
 - a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収書日付印のあるものの写し）
 - b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料
- ⑤転勤前と転勤後の事業所の関係を示す書類（所属する外国人が在留資格企業内転勤又は研究（転勤型）を希望する企業の場合）

5. 確認事項

- ①個人企業を法人組織とする法人ではないことの確認
 - *下記のチェックボックスに印をしてください。
 - 申請企業は個人企業を法人組織とする法人ではありません
 - 申請企業は個人企業を法人組織とする法人です
- ②本提案に関する申請書類等を出入国在留管理庁へ回付することの同意
 - *在留資格認定証明書交付申請以外の目的で回付することはありません。
 - 了解した
 - 了解できない

担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定通知書

殿

東京都知事 印

貴殿が令和 年 月 日付で申請された件については、アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱第5条の規定に基づき、認定しましたので通知します。

（注）

この通知書は、大切に保管してください。また、この認定が行われたことについては、東京都のホームページにおいて公表します。

第3号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定不可通知書

殿

東京都知事 印

貴殿が令和 年 月 日付で申請された件については、アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱第3条に該当せず、認定不可となりましたことをご通知いたします。

ご志望に添うことができませんでしたが、何卒ご理解の程よろしく願いたします。

記

1. 決定内容
認定不可
2. 決定理由

第4号様式（第7条関係）
令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定
に関する要綱第7条に基づく報告書

東京都知事 殿

住所
企業名称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付けで東京都から認定を受けた件に関して、令和 年度の
実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した事業の内容
2. 雇用の実績

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とし、記名押印については氏名を自署する場合、押
印を省略することができます。

2. 雇用の実績

(1) 従業員の数			
<p>貴社の認定申請時点、当該年度雇用者数、現在の従業員数について、下記の空欄に記入してください。なお、空欄の上段には日本人及び外国人の合計数を、下段には外国人の合計数を記入し、さらに①の正職員と②のアルバイトの合計が常時雇用従業員（①+②）となるようご注意ください。</p>			
	常時雇用従業員 (①+②)	①正職員	②アルバイト
認定申請時点の 従業員数	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名
当該年度 雇用者数	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名
現在の従業員数	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名	() 名 うち外国人 () 名
(2) 特例措置の活用状況			
<p>①上記の（1）従業員の数で記入した当該年度雇用者数の外国人のうち、在留資格審査の特例を適用した人数を下記の空欄に記入してください。</p>			
特例措置を適用した従業員数	() 名		
<p>②特例措置を適用した従業員の在留資格について、各資格欄に人数を記入してください。</p>			
高度専門職	() 名		
経営・管理	() 名		
法律・会計業務	() 名		
医療	() 名		
研究	() 名		
技術・人文知識・国際業務	() 名		
企業内転勤	() 名		
興行	() 名		
特定活動	() 名		
<p>・東京出入国在留管理局における在留資格認定証明書交付申請に係る審査において、迅速処理の対象となる在留資格は、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動(※)」のみです。 (※) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)第36号及び第37号に規定する活動に限る。</p>			

3. 別添資料

- ①決算文書（P/L及びB/S）の写し（直近の事業年度に係る決算が出ている法人）
- ②決算文書が出ていない法人については、上記相応の文書または決算文書を提出することができない理由を記入した文書

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された企業の認定に
関する要綱8条に基づく変更申請書

東京都知事 殿

住所
企業名称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付で東京都から認定を受けた件については、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 変更事項の内容
2. 変更の理由
3. 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち内容に変更がないもの）

（注）

1. 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比させて記入してください。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とし、記名押印については氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

第6号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に
関する要綱第9条に基づく変更指示書

殿

東京都知事 印

令和 年 月 日付で東京都が認定した件については、下記の理由により変更
を指示します。

記

1. 変更事項

2. 変更内容

3. 変更を指示する理由

第7号様式（第11条関係）
令和 年 月 日

アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に
関する要綱第11条に基づく認定取消通知書

殿

東京都知事 印

令和 年 月 日付で東京都が認定した件については、下記の理由により認定
を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

この通知書は、大切に保管してください。また、この認定が行われたことについては、
東京都のホームページにおいて公表します。